有限会社　吉岡土建

一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間　令和8年10月1日　～　令和13年9月30日までの　5年間

2．内容

目標1：育児休業100%及び1ヶ月以上の育児休業取得を目指す。

＜対策＞

- 2026年10月～　育児休業制度に関する資料を作成し、従業員に周知をする
  相談窓口の設置を行う

- 2027年2月～ 妊娠・出産の申し出があった従業員に対し、個別に制度説明と意向確認の面談を実施し、育児休業を取得しやすい環境を整備する